

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）について		
【説明資料】		
1 策定の目的	「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すことを目的として定める。	○「未来の東京」戦略ビジョン（令和元年12月策定） ○都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月策定）
2 位置付け	都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域の見地から都市計画の基本的な方針を定めるもの。	○前回改定：平成27年3月
3 改定の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年次：おおむね20年後（2040年代） ・多摩部19都市計画区域及び島しょ部6都市計画区域のマスタープランを、区部と同様に一体で策定し、都市の一体性を確保。 ・都が定める都市計画区域マスタープラン<注1>に即して、区市町村は地域に密着した都市計画の方針を策定。 ・有識者の意見を踏まえ、新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性などを新たに追加・記載充実。 	<注1>都市計画区域マスタープラン：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。
4 都市計画区域マスタープランに定める内容	<p>(1) 東京が目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に愛される都市の実現に向けて（東京の都市構造） ・人が輝く都市、東京に向けて（地域区分<注2>ごとの将来像） <p>(2) 東京の都市づくりの枠組み</p> <p>(3) 主要な都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な住まい方・働き方を支える都市づくり（土地利用に関する主要な都市計画の決定方針） ・ゆとりある回遊性を支える都市施設（都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針） ・人が集まり、交流する、魅力と活力あふれる拠点形成（市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針） ・激甚災害にも負けない東京（災害に係る主要な都市計画の決定方針） ・緑と水の潤いある都市の構築（環境に係る主要な都市計画の決定方針） ・四季折々の美しい景観形成（都市景観に係る主要な都市計画の決定方針） 	<注2>地域区分：都市づくりグランドデザインで示した4つの地域区分及び2つのゾーン

	<p>(4) 輝かしい東京の実現に向けた主な計画 (主要な都市施設などの整備目標)</p> <p>(5) 人が輝く東京の個性ある地域づくり (特色ある地域の将来像)</p>	
7 今後の予定	<p>令和3年1月：東京都へ回答</p> <p>令和3年度末：東京都都市計画審議会付議ののち、 都市計画決定・告示</p>	